

保 証 書

お客様名

様

工事場所

工事名

工事引渡し日

発行日

上記の物件に関し別添保証約款の通り保証します。

(株) 水 谷 建 設 工 業

神戸市兵庫区神田町25-3

TEL 078-361-1011

FAX 078-361-2226

保 証 約 款

第1条（保証の対象）

発注者（以下甲という）に引き渡したリフォーム工事部分に対し受注者（以下乙という）は本約款に基づいて保証を行います。

但し、その建物を継続して六ヶ月以上居住しなくなった場合は、保証の対象から除きます。

第2条（保証の期間）

保証の期間は、工事の引き渡し日より裏面記載の保証事項によるものとします。

第3条（保証の適用）

甲は保証条項における保証事項のいずれかに該当する現象が発生した場合は、保証期間内にすみやかに乙に通知してください。通知されたものに対し、乙が認めた場合に限りその補修の責を負います。

第4条（補修の内容）

- 乙が行う補修とは、建物の引き渡し時の設計、仕様、材質等に従って正常な状態に回復するための補修、取替等の工事をいいます。
- 前項の工事の対象には、事故の原因となった保証対象部分の他、その事故により生じた建物の被害部分を含みます。
- 前2項の規程にかかわらず、補修が著しく困難な場合又は、被害の程度に比べて補修に過大な費用がかかる場合に、相当な金銭支払いによってこれに代えることが出来るものとします。

第5条（保証免責事由）

乙は事故が次の事由によって生じた場合は、補修の責を負いません。

- 地震、噴火、洪水、津波、台風、龍巻、暴風雨、集中豪雨、豪雪、落雷等の天災及び火災、爆発、暴動等の不可抗力。
- 地滑り、崖崩れ、断層、地割れ及び、敷地の周辺にわたる地盤、地形の変動、沈下、隆起、その他予期出来ない自然、周辺環境の変化。
- 近隣の土木、建築工事等の影響に依るもの。
- 周辺の公害現象及び塩害に起因するもの。
- 仕上げ等の傷等については、引き渡しの時に申し出のなかったもの。
- 引き渡し後、乙以外の者が行った増改築工事、補修工事によるもの。
- 甲の著しく不適切な維持管理、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用。
- 建物の性質による結露、又は瑕疵によらない建物の自然な消耗、摩滅、さび、かび、変質、遜色、汚れその他類似の現象。
- 契約当時実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故。
- 甲の指示に対し乙がその不適当なことを指摘したにもかかわらず、甲が採用させた設計、施工方法が原因で直接、間接的に生じた事故。
- 前各号による場合のほか、保証条項における特定免責事項に該当する事由。

第6条（保証を受けるための維持管理）

甲は保証を受ける条件として、建物の適切な維持管理を行うこととする。

第7条（保証の承継）

甲が建物を第三者に譲渡した場合は、保証は失効します。

保証条項

保証対象部分	保証事項	保証期間	特定免責事項
〔内装工事〕 床	・仕上げ、下地材の著しい浮き、はがれ、そり、不陸、目違い、すき、破損、継続的に鳴るキミ音	2年	・タイル等の目地の微小なひび割れ ・木材の乾燥による収縮に起因するすき ・湿気等による時期的なキシミ音 ・クロスの部分的なはがれ（湿気等による）
壁	・仕上げ、下地材の著しい浮き、はがれ、そり、目違い、すき、破損	2年	
天井	・仕上げ、下地材の著しい浮き、はがれ、そり、不陸、目違い、すき、破損	2年	
珪藻土	・剥離、破損	2年	振動クラック、伸縮クラック
しっくい	・剥離、破損	2年	
〔建具、ガラス工事〕 外部建具	・建具の開閉不良、施錠不良、部品の故障 ・建具のそり、破損、腐蝕 ・雨水の浸入	2年	・施錠可能な建具のそり ・作動に支障の無い1/400以下のそり
内部建具	・建具の開閉不良、施錠不良、部品の故障 ・建具のそり、破損、腐蝕	2年	・施錠可能な建具のそり ・作動に支障の無い1/400以下のそり ・障子紙、襖紙等の破損
ガラス	・ガラスのがたつき	2年	・ガラスの破損
〔雑工事〕 断熱材 取付け部品 ステンレス部分	・結露水のしたたり及び、結露水によるかびの発生 ・破損、取りつけ不良等 ・はがれ、浮き、さび	2年	・水蒸気を発生する暖房機の使用が原因の場合
〔電気設備工事〕 配線、配管 コンセント・スイッチ等	・接続、支持不良、腐蝕、破損等 ・コンセント、スイッチ、分電盤の取り付け不良、作動不良	2年	・電球、電池等の消耗品部分
〔機械設備工事〕 配管	・接続、支持不良、電しょく、並びにこれ等による漏水 ・結露による他部材の腐朽	2年	・土質、迷走電流に起因する電しょく ・凍結に起因する破損、変形
水栓、バルブ、トラップ 衛生器具等	・取り付け不良、作動不良、漏水、破損等	2年	
給湯器、風呂釜、温水器	・取り付け不良、作動不良、漏水、破損等	2年	・消耗品部分（パッキン等） ・凍結に起因する破損、変形
	・槽のひび割れ、腐蝕による漏水、不同沈下 ・機能不良	2年	・維持管理の不備に起因するもの
〔室内外設備工事〕 厨房器具、取り付け家具 浴槽、ユニットバス その他	・取り付け不良、建具の開閉不良、漏水等 ・漏水、取り付け不良、仕上げ材のはがれ等 ・取り付け不良、破損、作動不良等	1～2年 1～2年 1年	・消耗品部分（ビス等）
〔屋外工事〕 屋根塗装 外壁塗装 樋、破風塗装 FRP防水	浮き、はがれ、塗膜 浮き、はがれ、塗膜 浮き、はがれ、塗膜 浮き、はがれ、塗膜	5年 10年 5年 10年	コケ、藻、退色、等立地状況によるもの コケ、藻、退色、等立地状況によるもの コケ、藻、退色、等立地状況によるもの
外構工事 石材、セメント材	はがれ、破損	2年	コケ、藻、退色、等立地状況によるもの
エクステリア商材	取り付け不良、動作不良、破損	2年	
〔特記〕	設備機器等本体についてメーカーの保証のある場合はその期間とします。		